

答 申 第 4 号  
令和3年2月10日

高砂市長 都 倉 達 殊 様

高砂市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 井 上 典 之

高砂市個人情報保護条例第10条第2号の規定に基づく  
電子計算機の結合について（答申）

令和3年1月29日付高諮第2号で諮問のあった標記のことについては、審議した結果、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

諮問のあった森林資源情報（林地台帳や森林簿や森林計画図など、森林に関する情報のこと）オンライン結合事務については、以下の理由により公益上特に必要があると認めることが適当である。

### 2 審査会の判断理由

#### （1）事務の概要

兵庫県、県下各市町及び森林組合等の林業事業者が保有する樹種、林齢、林積、森林所有者等の情報である、森林情報をクラウド上で一元管理し、関係者間での円滑な情報共有及び精度向上、事務省力化を図るためのシステムを導入するものである。

#### （2）個人情報の内容

- ① 森林所有者（住所、氏名、電話番号）
- ② 森林施業実施者（住所、氏名、電話番号）
- ③ 林地開発行為許可申請者（住所、氏名、電話番号）

(3) 結合先

兵庫県農政環境部林務課

(4) 電子計算機の結合の必要性

森林経営管理法が改正され、市の責務として、その区域内の森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記された。市主体の森林管理を実行するにあたり、森林林業関係者（県・市町・林業事業者等をいう。）が持つ森林情報（樹種、林齢、材積、森林所有者等の情報をいう。）を一元管理した上で相互共有し、間伐等森林整備を円滑に進めるため導入する。

また、これまで紙媒体で行っていた業務をシステム上で行うため、事務の省力化が図られ職員の負担を軽減し、結果的に住民サービスの向上につながる。

(5) 個人情報の保護措置（情報セキュリティ対策）

今のところ ID やパスワードの設定はされるが、県から市に対して具体的なガイドラインが示されていない。

兵庫県では

- ① 端末管理責任者及び所属運用担当者の指名
- ② システム利用者の遵守事項
- ③ パスワード管理措置
- ④ ウイルス対策ソフトの導入
- ⑤ システム上で収集利用する個人情報及びアクセスログ情報等については実施機関が管理責任を負う

などの規定がされており、今後、高砂市への具体的な個人情報保護に対する措置基準が示されるものと思われる。

3 留意事項

本システムは、総務省「自治体情報システム強靱性向上モデル」に準拠し、行政専用ネットワーク「LG-WAN 回線」を利用するなど、ハード面において高度なセキュリティ対策をされている。

しかし、オンライン結合で一番の問題は、ソフト面におけるヒューマンリスク対策である。まだ、県からのガイドラインが示されていないので、十分に県と話し合っってしっかりと個人情報保護の措置を取り、個人情報の徹底管理をされるよう強く要望する。